

第4回 観光振興を目的とした新税に関する懇談会 議事録

日 時：令和6年2月19日（月） 10：00～11：30

場 所：TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター ホール2B

1 開 会

（小田桐次長）

ただいまから「第4回 観光振興を目的とした新税に関する懇談会」を開催する。司会を務める経済部次長兼誘客担当局長の小田桐。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

本日、田中委員はオンラインでのご参加。ここからの進行は、座長の石井吉春教授にお願ひする。

（石井座長）

早速、議事をとり進める。今回は、これまでの議論などを踏まえ、懇談会議論のまとめ案を提示する予定。まず、先月開催した第3回懇談会における議論を振り返る。事務局から説明をお願ひする。

（渡部課長）

資料1「第3回懇談会の振り返り（開催概要）」についてご説明申し上げます。

先月1月25日に、第3回目となる懇談会を開催したところだが、これまでの懇談会におけるご議論をはじめ、市町村や宿泊事業者、宿泊者の皆様からいただいたご意見を踏まえ、「新税の考え方【とりまとめの方向性】」をお示しした。資料1に記載のとおり、前回の懇談会でいただいた主なご意見を振り返りとして紹介する。

懇談会の中では、2ページから4ページにあるとおり、委員の皆様からは、新税導入の意義・必要性や、新税による施策・使途、税率をはじめとする制度の枠組みなどについてご意見をいただいた。

主なご意見として、新税の意義・必要性については、「観光は、地域の核となる波及効果の大きい総合的な経済活動であり、こうした考え方は広く住民にも理解してもらえるのではないかなど、方向性に概ね賛同するご意見をいただいた。

新税による施策・使途については、「観光インフラや地域の受入機能、移動利便性の向上などは住民のインフラでもあり、広域自治体としての重要な役割である」、「危機対応力の強化は重要」など、方向性に概ね賛同するご意見をいただいた。

税率については、市町村や事業者の皆様からのご意見を踏まえ、負担能力に応じた段階的定額制は維持しつつ、徴税事務の負担軽減や、納税者にとってのわかりやすさという観点から税率区分の見直しの方向性をお示ししたところ、委員の皆様からは、「徴収のしやすさやわかりやすさの視点は無視できない」、「1万円前後がボリュームゾーンとなれば、2万円で区切るのが良いのではないかなど」、「2万円未満を100円とすべき」など、具体的な税率案の提案も含め、見直しに賛同する多くのご意見をはじめ、増収策を講じるべきとのご意見もあった。

非課税事項については、免税点は設けず、広く負担をいただく方向で検討し、教育課程に公益性を認め、課税免除とする方向性をお諮りしたところ、「教育旅行は、閑散期の誘客に繋がる重要な誘致対象であり、精算は旅行会社が一括して担うことから、宿泊事業者の事務負担軽減にも協力できる」など、課

税免除に賛同する多くのご意見のほか、「スポーツ大会・合宿について、使途の中で支援策を検討してほしい」、「観光目的以外を免税とすることが望ましい。ただし、観光と非観光の分離が至難であることから、一定の低価格帯は『非観光』と見なし、免税とするのがわかりやすいのではないか」といったご意見もいただいた。

新税の名称については、様々な目的の宿泊者の皆様に税の負担をいただくことから、「宿泊税」が理解しやすいというご意見などを踏まえ、納税していただく皆様の分かりやすさや他の自治体との整合性から「宿泊税」とする方向で検討することについて、「目的を冠した『観光振興税』が適切」とのご意見もあったが、宿泊をした人が納税義務者としてわかりやすく、徴収場を象徴するなど、「宿泊税」という名称に賛同する多くのご意見をいただいた。

こうしたご意見を踏まえ、2ページ上部にあるとおり、石井座長からは「座長総括」として、まず、税率に関しては、「税率区分の見直しについては、多くの委員の賛同があった。1万円未満100円の区分を2万円未満に引き上げてはどうかという具体的な意見や、徴収事務の負担も含め配慮が必要などの意見を踏まえ整理をすること」、「一方、税収の確保が必要という意見もあり、税率と税収確保の点は、改めて整理をすることが必要」。

非課税事項に関し、「宿泊料金による免税点については、制度の簡素さという点からも設定しない方向で整理をすること」、「課税免除については、教育旅行に配慮するという点から免除とする方向で整理をすること」。

名称に関しては、「わかりやすさや徴収面の便宜性から『宿泊税』とすることに多くの委員から賛同があり、これらを踏まえて整理をすること」。

その他として、「導入に向けては、引き続き宿泊事業者等の理解を得ながら進めていくべき」。

以上の方向性で座長に総括いただいた。

以上、第3回懇談会の振り返りとして説明を差し上げた。資料1に関する説明は以上。

(石井座長)

ただいまのご説明に関して、質問があればお受けするがいかがか。

<質問なし>

(石井座長)

前回のご確認をいただきながら、今日の議論に進めたいと思う。それでは、本日の議題として、新税の考え方（懇談会議論のまとめ案）について、事務局からご説明をお願いします。

(小田桐次長)

それでは、資料2「新税の考え方（懇談会議論のまとめ案）」についてご説明申し上げます。

前回、第3回懇談会では、市町村や宿泊事業者、宿泊者の皆様からのご意見を踏まえた「とりまとめの方向性」としてお示しし、その方向性については一定の賛同を得られたと認識しているところ。本日は、第3回懇談会でのご意見を踏まえ、「懇談会議論のまとめ案」として提示させていただく。

表紙をめくっていただき、2ページの目次。前回懇談会で説明申し上げた部分もあるので、一部説明は省略させていただくが、本日は大きく7つのポイントに沿ってご説明する。

【1 新税導入の背景】

まず、大項目1「新税導入の背景」について。4ページは、前回もお示しした新税導入の意義・必要性について、前回の懇談会において、「時代が求める『SDGs』や『脱炭素化』、『ICT』などを今後の観光の旗印として掲げてはいかがか」といったご意見をいただいたところ。このご意見を踏まえ、資料中段「コロナ禍を経た情勢変化」に対応すべき視点として追記し、新税による取組に共通する対応課題としているところ。

以降、5ページから10ページになるが、前回の懇談会でご説明させていただいた内容から変更はないので、説明は省略させていただく。

続いて、11ページ。今回新たに追加した部分としては、「1-4. 目的税の法的な意義」。本資料は、当懇談会の委員である、大阪府立大学の田中名誉教授の論説・論文などを参考とさせていただき、道の方で作成したもの。資料上部「目的税を含む租税の法的な意義」だが、新税は、法定外目的税として検討を進めており、この目的税を含む税というものは、社会が共同で負担すべき公的サービスを社会全体で支え、不特定多数の利益の実現を図るものとされている。その意義としては、3つの性質があり、1つは公的サービスのために必要な収入を得るという「収入目的性」、2つ目に、国にあっては法律、地方自治体にあっては条例によってのみ拘束される「強制性」、最後に、社会全体として支えるべき公共サービスのための仕組みとしての「非対価性」という視点であり、とりわけこの非対価性が税の基本であるとされている。

こうした税の性質に則り、観光振興を目的とする宿泊税を公平に負担する仕組みとして、「税の原則」としては、社会の構成員である皆が広く、薄く、公平に分かち合うものであって、その配分基準は、納税者の支払い能力に沿って負担を求める「応能」が原則とされており、観光振興という特定の目的と、負担との関係が逸脱しないよう、宿泊を伴う旅行者という集団を特定して、税負担を求めるものと考えているところ。

道が検討する新税としては、これまでご説明申し上げてきたとおり、「観光の高付加価値化」「観光サービス・観光インフラの充実・強化」「危機対応力の強化」といった3つを柱とする目的として、この特定の政策目的と整合的な施策に新税を充当していく考え。

【2 新税による施策・使途について】

続いて、大項目2「新税による施策・使途」について。資料は13ページからになるが、次の14ページでは、具体的な施策イメージについて、3つの施策の方向性ごとに規模感をお示ししている。資料上段の青字部分になるが、「観光の高付加価値化」については、約17億円程度。中段の緑色部分「観光サービス・観光インフラの充実・強化」については、約20億円程度。下段の赤字部分「危機対応力の強化」については、約5億円程度。これらに加え、徴収経費やシステム改修費などに数億円程度を要する見込み。

以上のような規模感で考えているが、あくまでも、現時点で想定し得る使途のイメージとなっており、具体的な事業内容や額については、毎年度の予算編成の中で、議決を経て決定するもの。また規模感については、算定において、この使途のイメージを踏まえ、他の自治体の事業規模などを考慮し、北海道における規模に置き換えて算出しているもの。

15ページから17ページでは、これも前回お示しした資料になるが、新たに分野ごとの規模感、例えば、マーケティングの強化は約5億円程度とあるが、併せてお示ししているところ。

【3 新税の枠組みについて】

続いて、新税の枠組みについて。19ページは、前回お示しした第3回懇談会資料だが、懇談会の中では、1万円前後という宿泊料金のボリュームゾーンにおいて税率区分を設けることは、宿泊者や事業者の事務負担となる懸念があることから、段階的定額制は維持しつつ、わかりやすさといった観点から区分のあり方について見直しをすることとしたところ。

20ページだが、前回の懇談会では、1万円の税率区分を2万円に引き上げ、2万円未満を100円とすべきといった具体的なご意見もいただいた。こうしたご意見を踏まえ、懇談会議論のまとめ案としては、2万円未満は100円、2万円以上5万円未満は200円、5万円以上は500円とする税率で提示したいと考えている。

続いて、21ページ。宿泊料金の分布としては、たたき台でお示ししていた1万円未満100円の税率だと約54%であるのに対し、2万円未満とすると約90%となる想定。見直しによる収税規模のイメージとしては、たたき台でお示した規模と同様の条件で試算すると、年間約45億円程度となる想定。

22ページは、昨年9月にお示した「たたき台」の変更部分を対比表として整理した参考資料。

23ページでは、見直しの動向も含めた、主な先行自治体の税率の例。懇談会議論のまとめ案としては、資料左下にある京都市の税率区分と同じであり、概ね京都市の半分程度。道税としては、概ね主な先行事例の範囲内にとどまっており、先行事例では、昨今の宿泊料金の上昇などを受け、税率の見直しなども現在進められていると承知している。

なお、本日の会議資料の参考資料として、国内外の先行事例をまとめた資料を用意。適時ご参照いただきたい。

続いて、24ページでは、道税と市町村税の合算イメージとして想定パターンを提示。検討中の市町村も多いので、あくまで想定になるが、例えば、左上の市町村税が道税と同額の場合、合算額は、2万円未満は200円、2万円以上5万円未満は400円、5万円以上は1,000円となる。右上の「市町村税が一律定額制」の場合、仮に200円一律とすると、2万円未満は300円、2万円以上5万円未満は400円、5万円以上は700円。

続いて、資料25ページは、「非課税事項」及び「名称」について。

前回懇談会でも議論いただいたが、「非課税事項」については、宿泊料金による免税点は設けず、修学旅行等については課税免除とする。なお、スポーツ大会・合宿については、制度の中で免除とはしないが、新税による使途の中で、支援策を検討することとしたいと考えている。

「名称」については、納税者にとってのわかりやすさや他の自治体との整合という観点から、「宿泊税」とさせていただきたい。なお、観光振興という目的や制度、使途について理解が深まるよう、先行事例をよく研究の上、十分な周知を図ってまいりたい。

【4 徴収事務について】

26ページからは、大項目4「徴収事務」について。

27ページ。地域を訪問する中では、「特別徴収義務者の徴収事務の負担軽減に配慮された制度が望ましい」、「システム改修に係る事業者への配慮が必要」、「市町村または道どちらかに納税をすれば良いようにしてほしい」などといったご意見をいただいております。こうしたご意見を踏まえ、収税の規模感を踏まえながら、先行自治体における特別徴収義務者交付金や補助金制度を参考に検討するとともに、人手不足の現状における事務負担を考慮した制度となるよう、引き続き検討を進めていきたいと考えてい

る。具体的に、方向性として、特別徴収義務者交付金にあつては、先行自治体と同等程度の交付とすること。同様に宿泊税を課税する市町村にあつては、事業者の事務負担の軽減を考慮し、市町村税と道税をまとめて納入することができるよう、宿泊税を課税する市町村に対しては、賦課徴収事務の処理を依頼する方向で調整しており、その場合、市町村へは「徴収取扱費」として実費相当額を交付すること。

また、制度の周知や広報については、導入前後において、事業者や市町村へ丁寧に説明を行うほか、SNSなども活用した納税者への十分な周知・広報に取り組んでまいりたいと考えている。

28ページは、徴収事務のフローイメージ。上段の図は、市町村においても課税がある場合のイメージ。先ほど申し上げたとおり、宿泊税を導入する市町村に対し、賦課徴収事務の処理を依頼することを想定している。

宿泊客は、宿泊施設において市町村税と道税を一括して支払い、宿泊施設は、所管の市町村に市町村税と道税を合わせた額を納入することとなる。市町村にあつては、道へ道税分を納入する流れ。交付金と徴収取扱費の流れとしては、道から市町村へは、賦課徴収事務の処理に係る徴収取扱費を支払い、市町村を経由して宿泊施設に特別徴収義務者交付金を交付する。宿泊施設としては、道と市町村双方から交付される形。資料下段の図は市町村の課税がなく、道税のみの場合。宿泊者は、宿泊施設に道税を支払い、宿泊施設は道に納入する。宿泊施設への特別徴収義務者交付金は、道から直接、交付する流れとなる。

29ページは、先行事例のアンケート結果を参考として掲載。道としては、こうした先行事例の状況も研究しながら、事業者の皆様にとって、簡素で、よりご負担の少ない仕組みを検討してまいりたいと考えている。事業者の皆様におかれては、意見交換など引き続きご協力をお願い申し上げます。

【5 新税の推進方策について】

続いて、31ページ。大項目5「新税の推進方策」について。地域訪問やアンケートでは、「使途の計画や実績報告については、毎年度明示してほしい」、「税収の使途としての事業実績をとりまとめ、毎年度ホームページ等で明らかにしてほしい」、「今後も事業者や市町村との意見交換を継続してほしい」などのご意見をいただいた。

こうしたご意見を踏まえ、目的税の性質を鑑み、透明性が求められていることから、積極的な情報発信が必要であること。また、北海道観光の実態を把握した施策展開とするためにも、市町村や事業者と継続的に意見交換を実施することが必要といった視点から検討を行った。

資料下段、左から、まず使途の透明性の確保としては、税収や使途を適切に情報公開することや、宿泊者アンケート等の実施。市町村との継続的な情報・意見交換としては、振興局の機能を活かした地域の課題共有や同様に宿泊税を導入する市町村との定期的な情報共有の枠組みの構築。こういったことを行っていきたいと考えている。事業者との継続的な情報・意見交換としては、観光振興の取組や実情、税制度の施行実態を把握するため、継続的な情報・意見交換の実施を行っていきたいと考えている。最後に、制度の検証としては、目的税による施策の効果や条例の施行状況を勘案し、条例施行後5年をめぐりに、制度のあり方について検討を加え、必要な措置を講ずることとするなど、こうした事項について、新税を運用していく段階での方策として今後も検討してまいりたい。

【6 新税の概要について】

続いて、33ページ。大項目6「新税の概要」。これまでの議論を踏まえ、検討した制度の概要を一枚にまとめたもの。

【7 懇談会委員からの意見を踏まえた今度の検討事項について】

最後になるが、35ページ。大項目7「懇談会委員からの意見を踏まえた今後の検討事項」。本日を含め、計4回の開催を通じて様々なご議論をいただいた。今後検討する制度として反映が適わなかった事項や将来的な展望も含め、今後の運用に向け、検討すべきとされたご意見を踏まえ、詳細な制度設計や運用段階などにおいて、引き続き検討することとしたい。

ご紹介させていただくと、新税による施策・使途については、危機対応力の強化の重要性や課税免除としないスポーツ大会・合宿への支援策としての検討。新税の枠組みについては、市町村税との合算額が過重な負担ではないという方向で検討していくことや税収増を目指した施策の強化と充実。その他としては、宿泊事業者の負担軽減と適切な支援策、事業者との継続的な意見交換、そして、宿泊者の意見や宿泊の実態の把握、こういった点を今後の検討事項として記載させていただいている。

ただいまご紹介したご意見のほか、本日の議論の中においてもご意見をいただいたら、今後の検討事項として整理させていただきたい。資料2に関する説明は以上。

(石井座長)

ありがとうございました。前回の懇談会の議論を踏まえていただき、たたき台として今回ご提示いただいた。当初の考え方から申し上げますと、主な変更点としては一番大きいのは税率。当初1万円未満100円とあったが、様々なご意見を踏まえ、2万円未満を100円とするという形になっている。

一方で、税収確保等のご意見もあった部分は、現状としては5年後の見直しという情報が加わったところ。修学旅行の課税免除は、新たに盛り込んだ。名称についても、「観光振興税」から一般的に認知されている「宿泊税」に変更。その他、使途についても、ある程度具体的に項目別に数字を出していただいた。これは現時点で議論をしても仕方ない世界なので、私も議論をしていない。イメージとは少し違う部分もあるが、皆様それぞれお思いの部分はあるかと思う。いずれにしても、今後議論していく部分のスタートラインと受け止めていただければと思う。その他、徴収事務の簡略化なり事業者への配慮なども一定程度検討いただいた。

内容に関して、委員からご質問・ご意見があれば、お受けしたい。前回、かなりご意見をいただいた上での整理なので、全員に指名するよりは、各自必要なご意見をいただきたい。

池田委員、ご発言をお願いします。

(池田委員)

第2回・第3回と、市町村との合算額が先行自治体と比較して過大な負担とならないこととして、2万円未満100円を要望してきた。その上で、市町村においても、合算額を踏まえた検討をお願いした。使途についても、あくまでも広域を担う道の役割についてお願いしたところ。これらについては、市町村アンケートや地域での意見交換、宿泊者アンケートからも裏付けが取れたということで、今般のとりまとめ案としてまとめたもの。北海道としての軸足が整理できたと思う。市町村の検討や使途のバランス、濃淡、優先順位、宿泊事業者にとっては大きな負担となる事務負担の軽減、システム等技術的解決への可能な限りの支援など、これまで以上にぜひ対話の場を設置していただきたいと思う。

(石井座長)

ありがとうございます。ご意見を踏まえた対応をさせていただきたいと思う。

続いて、唐神委員、ご発言をお願いします。

(唐神委員)

数点質問させていただく。この資料には、宿泊税は観光以外には使わないという明記がないが、どうなのか。

また、宿泊税による予算は追加的なものであり、これまでどおり、道の一般財源を確保し、そこに上乗せすることを約束してもらえるのか。

60億円を目指すとなっていたにも関わらず、45億円で着地することは承服できない。危機対応についても、基金という点が抜けているがどう考えるか。

即効性がある組織体、例えば観光振興機構が効果的に運用できる状態にするといった意見がここに反映されないのはなぜか。

(榎観光振興監)

1点目。新税を観光以外に使うかどうかについては、これまでの議論のとおり、新税は目的税ということで検討を進めており、今後もそうした方向で進める。目的税である以上、条例にも用途を明確に示す必要があるので、あくまでも観光振興を目的とした税ということで、今後も検討させていただく。

(唐神委員)

それは、観光以外には使わないという約束でよろしいか。

(石井座長)

観光の定義はもう一度考えなければならないが、観光以外には使わない。

(榎観光振興監)

2点目。一般財源と新税で対応する施策について。1回目の論点整理の議論でもあったとおり、今後も新税はあくまでも観光目的として使うということで、この新税の財源だけが観光財源ということではない。

(石井座長)

最初の議論で、既存の予算とは重複しないとしていた。基本的に、新税はプラスアルファとして充当するというを当初から議論していたと思う。そこは変わらないということだけを言っていたら。

(唐神委員)

それもお約束いただけるということで良いか。一般財源の観光予算を減らすということはしないという約束をいただけるということか。

(榎観光振興監)

予算額については、今この場で明確にお約束することはできないが、一般財源プラス新税で観光振興を行っていくという姿勢には変わらない。

(唐神委員)

では、財源を減らさないということで約束させていただいてよろしいか。

(石井座長)

全体シーリングなどで減ることはあるが、そういう質問の意味ではないですよ。そうでなければ減らないという前提でまとめないと意味がないということで、この懇談会としては、そのことをちゃんと前提として置いてくれということはどうしても書く必要があるならば、書いてもらうということかと思う。

(唐神委員)

議事録に記入していただきたいと思う。

(榎観光振興監)

今までの一般財源に加えて、新たな行政課題に対応するために新税を導入したいという軸は変わらない。

(唐神委員)

税収が60億円から45億円に減った件について、45億円で着地では私たちは承服できない。その辺についての考えを聞きたい。

(榎観光振興監)

当初9月の懇談会でのたたき台で60億円程度とお示した。その後、各地域の事業者の皆様にも説明させていただいた中で、前回も説明したとおり、徴収事務の繁雑さが1万円前後で多いということや、納税者の負担感などについて厳しいご意見をいただいたところ。我々としては、やはり行政需要に対応するという点から、スタートをしっかりしていかなければならないと考えている。そのため、たたき台から比べて税収は減るが、まずここからスタートして・・・

(唐神委員)

まずということはないと思う。60億円を目指すとずっと話してきたのに、急に45億円で着地となることについての説明を願いたい。

(石井座長)

それは、むしろ懇談会としての整理をどうするかというところ。私個人としても、率直に言えば60億円必要という意見は持っているが、懇談会全体としては、ご承知のとおり1万円未満100円の区分について多くのご意見があり、現実的にまとめるためには2万円までにしなければならない。その結果としてスタートラインが45億円に減る。しかし、45億円が当然の金額であるとは私も思っていない。スタートラインとしては全体の妥協点として必要だという一方で、必要な税収をきちんと確保するということについては、継続的に検討していかなければならない。今の案では5年後見直しということだが、それでは早急にという意味合いが出ていないので、もっと早く、2年は厳しいかもしれないが、例えば3年などできちんと状況を見直しし、必要な税収確保も含めて検討するというのを、懇談会としては

両論というよりも、様々なご意見に対応するためには必要だと思う。その点、十分ではないところもあると思うので、懇談会の整理としては何らかの形で盛り込む必要があると考えている。

(唐神委員)

この点については具体的に議論されていない。なぜ45億円でなければならないのか、早く着地させなければならないのか。あと5年間も45億円で黙ってそのまま進むという議論もされていない。

(石井座長)

5年間黙っていることはない。ただ、税金は税率の結果として算出されるものなので、税率を変えたら税金が変わるのは当然。60億円という規模を確保した方が良いという意味合いの議論がスタートラインだったとしたら、現実的に、今の段階では60億円を確保することは厳しいという判断をせざるを得ない。足りないとしたら、その分どう埋めるかを話すしかない。そこについては、具体的にどういう絵を描いて見直すか。今は架空の話なので、いくら集まった、それをどう使って、その効果がどうかということについては、全般的な検証が必要。それを含めてどうしても足りないということであれば、15億円必要だという議論をどうするか。この15億円という数字も確定ではないが、必要税金を確保するという点については、今回その部分は十分かどうか検証できていないので、何らかの形で検証をお願いするというのを考えざるを得ないと考えている。

(唐神委員)

5年後というと、もう現在の観光のことはすべて終わってしまっているかと思う。各自治体も、戦々恐々とポストコロナにおける対応やオーバーツーリズムなどに対して施策を打っている中、なぜ北海道だけがこうなっているのか、私には意味がわからない。日本旅館協会としては、議論を閉じるには時期尚早で、座長に一任することはできないと考えている。まだ足りないところがたくさんある。一般財源の観光予算は、当然ながら観光局と観光振興機構と一緒に色々なことをやっているが・・・

(石井座長)

申し訳ないが、そこはこの懇談会の枠外の話なので、ここではしないでいただきたい。

(唐神委員)

では、日本旅館協会の意見として、60億円を目指すべきという考えがあるので、そうした点から反対させていただく。

(石井座長)

観光予算や観光行政全体に対してもご意見があるかと思うので、その部分はきちんと話し合っていたく必要はあると思うが、この懇談会の範疇には入らない。60億円に対して45億円の減収となるとということで、ご納得できないのというのはご意見としてあって然るべきなので承りたい。

私が申し上げた部分の方向性について、座長にお任せいただけないということであれば、他の委員の意見がどうなるかということはあるが、少なくとも整理の仕方については、ご意見を伺う必要がある。全会一致ということでは必ずしもないので、今日の全体の議論を踏まえ、あとで整理をさせていただく。

続いて、中村委員、ご発言をお願いします。

(中村委員)

当機構の話も出たので意見を述べさせていただく。ご存じの方もいるかもしれないが、昨年2月に機構の改革プロジェクトチームという有識者の皆様から提言をいただいている。自ら企画立案してプロジェクトを推進し、道と両輪となって観光振興を図り、北海道の観光をますます盛り上げていく役割を果たしていく目的でいくつか提言をいただいた中で、観光予算の増額に加え、観光目的税の導入、機構による活用についても提言いただいた。今回、機構予算は議論の枠外かもしれないが、大切な税収入をどのように管理し、運営・活用するのかは、先ほどの田中先生の論文を中心とした法的意義もあるし、地域との意見交換などもある中、この活用は大変重要な部分だと思う。そこをしっかりと議論していく必要がある。我々の改革提言の中にも入っているということは、今一度ご理解をいただければと思う。

その上で、今回の4回目を踏まえ、今後のプロセスやスケジュールなど、我々としては継続して確認させていただきたいので、地域や事業者との意見交換を行っていくという話もあったが、我々とのコミュニケーションを今後どう進めていただけるかという点も含めてコメントをいただけたらと思う。

また、先ほど唐神委員から45億円の件で言及もあったが、スタート時点での想定という座長のお考えは理解するものの、5年という期間が本当に良いのか。たたき台で示された60億円規模の段階では、オーバーツーリズムへの対応やアドベンチャーツーリズム、インバウンド対応など、色々な話をしながらこの60億円規模という数字が出たと思う。その前には、一律100円の積み上げで35億円の話が出るなど、色々な数字を足して行って45億円という数字が出てきたと理解しているが、ここがスタートでこれから観光振興のために何をどのように使っていくか、積み上げていくのかについての議論は、5年だと少し長い印象を受けた。

(石井座長)

観光振興機構との対話については、本来日常的にあるものと思うが、お答え願う。

(榎観光振興監)

今後の対応について、今の想定では、今回第4回目の懇談会ということで、これまで皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえた中で、道案をとりまとめていくプロセスとなる。その中で、本日もご出席いただいている市町村との調整や各地域の事業者へのご説明など、対応はまだ残っており、懇談会で議論いただいた皆様とも、個別にはなるかと思うが、これからはしっかりと検討状況について共有させていただき、ご意見を伺って道案に反映していきたい。先行事例も5年での見直しとなっているが、5年待たずして見直しているところもある。道も、毎年度事業の運用状況についてしっかりと検証して課題を整理していくこととしているので、その過程で5年待たずに見直す必要があるとなれば、しっかりと前向きに検討していきたい。

(石井座長)

どちらにしても、条例で定める際に5年という点が問題だということかと思う。私もその点については、経緯を考えると同調するところがあるので、見直しの期限を5年より短く設定するかどうか、あるいはどう盛り込むかを考えていく必要がある。予算の管理運営を適切にやってもらう仕組みは組織の話だが、管理をきちんとするという点については適切なお意見として承った。しっかりと検討するという方向で考えてみたい。

続いて、武野委員、ご発言をお願いします。

(武野委員)

税の用途に関する話であれば、観光業界の方たちと十分な対話をさせていただくのが筋だと思うが、新たな税の導入の議論や、何年か後に見直しということになれば、当然ながら納税者の多様な意見を聞くべきだと思う。懇談会を設置する段階でも申し上げたが、構成員11名のうち、学識経験者3名、観光業界7名を除くと、明確に納税側と言えるのは私1名だけ。制度設計として、徴税事務や用途について議論するのは当然だと思うが、物価が高騰して賃金が伸び悩む中、新たな税負担を求めるのであれば、より多くの納税者の意見を聞くべきではないか。今回の議論のまとめ案そのものではなく、それ以前、あるいは今後の話になるが、納税側の意見をもっと聞いていただきたい。

2点目、新税の名称については、やはり目的が観光振興に限定されているのであれば、あくまでも「観光振興税」にすべき。その結果、観光目的以外の利用者からも徴収するのであれば、一定額以下は非課税にすべきであると考えている。

3点目、これも重ねての主張だが、免税点の設定。繰り返すが、宿泊者アンケートにおいても宿泊目的の24.7%が仕事であり、通院・看護を含むその他も6.1%ある。毎月の通院や検診のために宿泊を要するのに、観光と同じように税金を課せられたらたまらないと言う声は切実だ。その中で、北海道の観光振興のために一定の理解を得られるようにするには、やはり免税点が必要ではないか。現に、大阪府が7千円未満、東京都も1万円未満を免税としている。

事務局のデータでは、北海道で6千円未満の利用者、これは素泊まりまたは朝食付きというカテゴリーらしいが、全体の35.6%とのこと。ここを免税とすれば、相当なウエイトになることは間違いない。現実には、4千円程度の宿泊をする方は、宿泊税を導入する市町村では、例えば300円の課税になり、それだと7~8%の課税となる。10連泊、20連泊するような工事従業員の方などもある。マンスリーやウィークリーなどを使ってやむを得ず1泊2千円程度で宿泊する方々もいる。そうした方々からも一律2万円以下というカテゴリーで100円を徴収することは、痛税感がある。こうした利用者への配慮が必要だと思うので、免税点の設定については、再度主張させていただく。

(石井座長)

ありがとうございます。納税者の立場をきちんと議論の中に組み込むということに関しては、必要な対応を検討していただくことかと思う。免税点のご意見については前回も頂戴しているが、当然そういう議論を承りながらも、全体としての制度設計においては、免税点の設定は公平性上難しいというのが現状である。いずれにしても、その点も含めて今後の見直しについて引き続き議論させていただく。

(武野委員)

補足させていただく。とりまとめにあたっては、私としては何が何でもということはもちろん申しませんが、そういう意見があったということは、資料の中、あるいはとりまとめの際に、きちんと明記していただきたい。

(石井座長)

まずは議事録が残るので、この本体にどう書けるかというのはあるが、議論の経過はきちんと残し、今後の論点としてきちんとさせていただければと思う。

続いて、不川委員、ご発言をお願いします。

(不川委員)

武野委員からも話があったが、免税点については、私どもも第1回目から強く要望させていただいた。ただ、今回いただいた多くの資料を見た中で、やはりすべてのスタートが予算ありきという、俗に言う予算づくりのための構成でスタートする中で、今回、北海道では約90%の宿泊需要が2万円以下ということが明確に出ている。観光という要素を非常に重視されているが、この中に企業活動の需要がどれくらいあるのか。これらはすべて企業活動への影響となる。都市圏は観光要素が強いと思うが、要望としては、ローカルエリアに対して、地域事情を考えた手厚い対応をしてほしい。それには、先ほどあった免税点という話がある。一定の低価格帯エリアあるいは料金の対象となる地域、これは市町村においても同じ論議が当然出てくると思う。観光要素が強いエリアとそうでないエリアでは全く考え方が違ってくる。その際に、実は企業活動にとっても大きなウエイトが出てくるのではないか。広域での北海道エリアを考えた際はやはり必要であると考えますが、そこに今一度、免税とは申しませんが、利用の仕方によって、例えば10日間の連泊までは納税いただくなど、私どものエリアでは3ヶ月、5ヶ月といった滞在も少なくないので、そうした宿泊への何かしらの配慮を、今後、短い期間で見直しを設けていただくなどの検討もしていただければありがたい。

(石井座長)

ありがとうございます。いずれにしても、ご意見は承った上で、今後の対応という論点として考えていかなければならないかと思う。

続いて、西海委員、ご発言をお願いします。

(西海委員)

第4回目の懇談会では、あまり意見は出ないのではないかと思っていたが、皆様から色々な意見が出され、確かにそうだと改めて思う次第。宿泊税の議論が開始されてから相当の月日が経っているが、先ほど唐神委員が仰ったとおり、当初の予算がこれくらい必要だということからスタートして、道庁も全道くまなく訪問していただき、それぞれの団体や事業者から色々な意見を聞いていただいた。その中で税率などの調整もあったらうし、今後、対応・検討すべき点も併せて、本日も示していると理解。基本的には、本日の資料や皆様からのご意見はそのとおりで思っている。

5年間という期間での見直しは、増税するための5年間なのかなということが一つ。私は、当初からこの事業の予算の使い方や事業のあり方について検証する組織を作るべきと話している一人。それを検証するための5年間だという思いを持って本日出席した。私どもの団体としても、5年間は長いという話も実はあった。どのような検証をするかということも含めて、私もそのとおりで思っている。最終的にこの税収でスタートするとなった場合、ぜひとも徴収義務者である事業者との綿密な打合せ、丁寧な理解をさらにいただく場面を作っていただきたいと前回も申し上げたが、これから先もぜひ丁寧に事業者と関わっていただきたい。また、事業の推進についても当然であるし、先ほど中村専務からも話があったが、今回の会議とは少し違うかもしれないが、予算のあり方等も含めて、ぜひ大きなところでご検討いただきたい。

(石井座長)

ありがとうございます。徴収事業者との制度設計なり、実際に始まってから必要な調整については当然のことであり、5年は長すぎるのではないかというのは私も同じ考え。

続いて、清水委員、ご発言をお願いします。

(清水委員)

私も観光振興機構の改革プロジェクトチームに入っていたので、観光財源については大きな改革の柱の一つだった。そういう立場でも、中村委員、唐神委員からご意見が出た内容については、根底は私もJATA北海道支部としても同意見。今、機構の財源のことに触れることはあえてしないが、冒頭に石井座長からお話があった制度改定検証は5年後にというコメントについては、どういう根拠なのか質問しようかと思っていた。環境変化の速い昨今の現状に、まず5年間そのままはあり得ないと感じる。各委員の組織からのご意見として、方や財源想定が60億円からスタートして45億円でも少ないというご意見から、方や真逆の免税範囲を考慮して広げるべきというご意見をどこかで着地点を決めないといけませんが、免税点の拡大のご意見は現時点での話としては方向が違うのではないかと思う。道庁では、ここまでまとめていただき本当にご苦勞をかけているかと思うが、大切なこととして、4ページをじっくり見直し、意義や目的は何なのか、必要性は何なのかを確認したときに、コロナ禍を経た環境の変化と、この間で観光業界は本当に苦悩してきた。まずは、この観光振興のためにも財源の必要性に即応して、運用と活用を早くしてほしいということを切に願っている。着地点がないまま議論が空転していくと、いつまでたっても制度が運用されない。とにかく早く導入し、運用をして、現状喫緊で観光課題として困っている補填をしなければならない分野に、改善資金がまわって施策が及ぶように進めていただきたいというのが私の一番の願い。4ページにある必要な施策を実際にいつやるのか？ということが重要になるので、この懇談会でしっかりと着地点を見つけないといけなと思う。早期の運用をお願いします。

(石井座長)

座長としての使命がそういうことだと考えている。私も結論の方向性については妥協している部分はあるものの、それよりも北海道の観光を良くするために新税を導入して早く施策展開を図るということ、時間に意味があると感じている。現時点の最大公約数を取って整理するが、当然色々な問題を内包しているので、課題は出てくる。ある程度時間が経過しないと検証もできないので、そうした時間を置いて、できるだけ早い時期に見直しをするということが、いただいた議論を踏まえた上での整理だと考える。整理としては、制度を早期に導入すべきということをおっしゃっていただきたい。

(清水委員)

承知した。5年後の見直しについては色々なご意見があると思うが、制度検証は増税のための見直しなのか、あるいは調整するという話なのか。

(石井座長)

制度の総合的な見直しになるので、増税のための見直しではない。ただし、税収増という視点もあって然るべき。

(清水委員)

税収増という視点に異論はない。だからこそ、「5年後」というのを例えば「適時」とするなど、世の中の環境変化が速い中で、制度検証期間を短くしていただきたい。

(石井座長)

書きぶりは事務局とも相談する。むしろ必要に応じていつでも見直しができる、本来はそうだと思うが、逆にそう書くとごまかしたように受け止められるのもどうかというのがある。清水委員からご意見をいただいたので、そうした意味合いを含む整理を考えたい。

(西海委員)

今日が最後の懇談会の予定だと思うが、現段階で最終的なまとめはできそうか。

(石井座長)

基本的には、いただいた意見の中で、まず見直しについては適宜適切に、もしくは早期に、状況が整理された段階で見直しをするということ。文言はこれからの整理になるが、きちんと盛り込ませていただくというのが一点。その中には免税点も含めてご理解いただくということかと思う。

予算の管理運営が適切かなど、徴収事務などに対しては、文言の整理が必要な部分は修文させていただく。私としてはその辺の整理をさせていただくということで、できればお任せいただければ大変ありがたい。唐神委員は一任されないということだが、他に困るという方がいれば。

続いて、中村委員、ご発言をお願いします。

(中村委員)

繰り返しになるが、やはりこれからが大事で、導入時期等は、今は明確に決められないかもしれないが、ある程度スケジュール感が示された上で、必要なプロセスに関して意見交換させていただくことは必要だと思う。先ほど榎観光振興監から、「委員とは個別に意見交換をしながら、道の案に反映していく」という話もあったが、個別が良いのかこうした場が良いのか、その点も含めて議論の継続をご検討いただければと思う。

(石井座長)

逆にこの懇談会をいつ閉じるかという点もあるが、導入に一定の責任を持ってということであれば、懇談会を開くかどうかは別にして、整理状況について事務局からきちんとフォローアップしていただき、必要な意見は適宜、我々から申し上げることができるということをお願いしたい。少なくとも導入に反対のご意見はなかったかと思う。

続いて、池田委員、ご発言をお願いします。

(池田委員)

スピード感を持って導入しなければ、北海道観光にきちんと行き渡らせることもできない。スピード感を持って方向性を決めるという意味では、第4回で一旦北海道としての軸足を整理することは必要と考える。

(石井座長)

整理はするが、フォローアップといった導入までの状況についても、我々もきちんと会議をし、むしろ必要なガバナンスといった、早期導入できるようなご意見について適宜申し上げるということ。

(池田委員)

皆様のご発言の背景には、例えばこれまでの議論の中では、市町村との役割分担ということもあった。一つ考えなければいけないのは、なんととっても既存の北海道観光の予算にもう一度目を向けるべき。16～17億円という少ない財源の中で、どちらかというとプロモーションに大きな金額が割かれており、受入体制の整備は4億円程度であるなど、こういったことが本日の議論やご発言の背景にもあるかと思う。今回示された7つの分野の中でも、情報発信や戦略的プロモーション、あるいは危機対応力におけるサポート体制の情報発信といったものが重複しないよう、メリハリをつけた議論をする場が必要だと思う。

国全体として見ても、地方の観光振興が地方創生の核であると明言されている。よって、観光庁の予算500億円においても、地方を中心としたインバウンド誘客に約440億円が割かれているわけなので、これらをオール北海道の中で積極的に活用する。新税というのは、まさに「虎の子の財源」だと思う。効率化を妨げている規制等を総合的に見直すことも併せ、より実効性を高めていくための議論の場は、今後必要だと思う。

(石井座長)

この懇談会で全部受けきれないご意見だったが、ここで受けられることは受ける。事務局は一緒なのでちゃんと考えていただくということだと思う。

続いて、唐神委員、ご発言をお願いします。

(唐神委員)

5年での見直しというところでは、皆様のご意見の中でも、長いのではないかとということで、「適宜に」という言葉もあったが、この懇談会自体を4回でやめなければならない理由はあるのか。議論が尽くされていない中、この懇談会をもう数回継続することは不可能なのか。もしくは、また別な形を踏まえて、公の場で意見交換できる場があるのか、お聞きしたい。私たちも反対する以上は、どういう理由で反対なのかという意思を示していく。徴収代行拒否ということも検討しなければならないという事態になっては困ると思っている。日本旅館協会は徴収代行者（特別徴収義務者）でもあるので、道庁としてどうお考えかお聞きしたい。

(榎観光振興監)

皆様からご意見をいただき、まだまだ積み残しの課題があると受け止めている。これまでの議論でまとまった部分と、まとまっていない部分をしっかり整理し、先ほど中村委員からも話があったとおり、皆様に集まっていただいて意見交換する部分も含めて、これから合意形成について皆様とご相談しながら検討していきたい。懇談会の形式については、今回の第4回で一旦整理をさせていただきたいと考えている。

(石井座長)

懇談会を整理したいのではなくて、とりまとめとして整理したいということ。5回目以降を絶対に開いてはいけないということにはならない。むしろその必要性については、状況を見ながらご相談させていただくということ。いずれにしても懇談会については、私は今日で終わった方が良かったと思っています。

るが、皆様のご意見ではもう少し注視したいというご意見もあり、そうした意見は尊重すべきだと思います。条例化に向けた対応が見えてくるまでは何らかの形で必要なのではないかと思います。個別での対応という部分もあるかと思うが、せっかく懇談会を作った過程もあるので、この会として道に対応をお願いするという形にさせていただきたい。

まとめを申し上げたが、今日の整理とさせていただいてよろしいか。

(西海委員)

論点は、60億円に対するところか。

(石井座長)

反対意見はそう。ただ、今のスタートラインだと45億円にならざるを得ないのは事実。60億円が必要だとして、必要な金額をどうするかというのは、見直しの際の議論でしかない。逆に、免税点がもっと必要だという意見も今の時点では織り込んでいないので、次の見直しの時点で、それらの必要性を検証するということになる。いくつかの論点がすでに出ており、実際に運用を始めたらもっと違う論点も出てくるので、それについては導入後の検証ということからスタートして、より良い形での見直しを適切なタイミングでやっていただくこと、少なくともそのシナリオだけは我々としてお願いして、必要事項として書かせていただくことかと思う。

永澤委員、ご発言をお願いします。

(永澤委員)

財源の金額規模は、蓋を開けてみないとわからないが、目標として「高付加価値化」を掲げているところからすると、私は、税率区分としては、2万円より低いところが良いのではないかという意見を持っているが、2万円として決めたのならば、その割合をいかにして増やしていくか。単純に見直しの期間だけでなく、例えば、KPIを設定して、KPIと実態との比較において、どういった見直しが必要なのかを考えていく必要があるのではないかと思います。3年なのか5年なのかという年限も重要ではあるが、何を持って見直しをするのかという点をやはり前提として共有を図っておく必要があるのではないかと思います。

(石井座長)

現時点で、十分整理されていない論点がいくつかあるということなので、どの程度具体的に整理できるかということもあるが、できるだけ何らかの形で残した方が、スタートラインとしての議論はしやすい。ただ、実際には運用してから、全く違う問題が出てくるということも可能性としてはあるので、状況に応じて、実際に見直す項目は当然変わりうる。いずれにしても、相反するご意見が併存する部分があるので、そのことも含めて、適切な状況を評価して、必要な見直しをするのは不可欠。その部分は、懇談会の整理として盛り込んでおくことかと思う。

それでは、だいたいのご意見をいただいたかと思うので、何点か修正すべき点は預かるが、整理したものは皆様にご報告、唐神委員にはご相談させていただくという整理で良いか。議論としてまだまだという部分はあろうかと思うが、率直にタイミングを外さず新税を具体化していくという点では、そろそろまとめを出して、具体的なプロセスに移ることが実態。そういったことで理解いただきたい。本日の議論は以上で終了させていただく。進行を事務局にお戻しする。

(榎観光振興監)

皆様、本日は闊達なご議論をいただき感謝。この新税の検討については、昨年8月から本日まで4回にわたり懇談会を開催させていただいた。委員の皆様にはご多忙の中でご出席いただき、闊達なご議論、貴重なご意見をいただき改めて感謝申し上げます。本日もさらにご意見を頂戴し、整理すべき点は多々あると改めて考えている。先ほど座長から話があったとおり、まずはこれまでの懇談会議論をもとに、明日から始まる道議会の議論も踏まえ、道としての考え方をまずは作っていくと考えている。その中で、懇談会のあり方を、座長はじめ皆様にもご相談し、今後の持ち方についても相談しながら検討してまいりたい。いずれにしても今後の検討状況をしっかり皆様と共有させていただきながら、それぞれの立場からのご意見を伺いながら道の考え方をまとめてまいりたい。引き続きどうぞよろしく願います。

以上